



新型コロナウイルス感染症の情報は市ホームページで発信しています。

新型コロナウイルスに関する情報を市民の皆さまに発信するため、広報南九州【臨時号】を発行します。新型コロナウイルスワクチン4回目接種についてのお知らせや支援制度に関する情報などを掲載しています。

1. 新型コロナウイルスワクチン4回目接種が始まっています

4回目接種においては、3回目接種までと違い、年齢や基礎疾患の有無により、対象者の範囲を下記の表のとおり国が定めています。

接種を希望する方は、早めのご予約をお願いします。

年齢	4回目接種対象	接種券申請手続き	接種券の送付	接種予約
60歳以上	○	申請は不要です	3回目接種後、5カ月経過までに市よりご自宅へ送付します	接種券が届いたら、コールセンターまたはWEBで予約してください
18～59歳	○ (基礎疾患あり)	※接種券発行申請が必要です		
	× (基礎疾患無し)	—		
17歳以下	×	—	—	—

年齢は接種時点です。



転入された方の接種券発行申請手続きについて

南九州市に転入された方で、接種を希望する方は、「接種券の発行手続き」が必要です。電子申請または各庁舎・知覧保健センターの窓口にて接種券発行申請の手続きをお願いします。



新型コロナウイルスワクチン接種証明書について

新型コロナウイルスワクチン接種の事実を証するものとして、接種時に交付される予防接種済証があります。基本的には、予防接種済証が接種を証明する書類となりますが、そのほかに、下記のものがあります。今後、旅行やイベントなどによっては、接種の証明を求められる場合がありますので、必要な方は申請またはアプリのインストールをお願いします。

種類	媒体	証明内容	取得方法
新型コロナウイルスワクチン接種証明書 (国内用・国外用)	紙	接種回数ごとの接種日(※1)、 ワクチンの種類、製造番号など、 QRコード表示	知覧保健センターでの窓口申請 または郵送申請 お手持ちのスマートフォンにアプリをインストール(※2)
新型コロナウイルスワクチン接種証明書 アプリ	スマートフォンの アプリ		

※1 接種証明書アプリをインストール後に接種した場合は、自動で反映されません。アプリ内で再発行の処理が必要です。

※2 本人認証手続きにマイナンバーカードおよびカード交付時に登録した暗証番号(4ケタ)が必要です。



2. 各種支援制度のご案内

【問】知覧保健センター ☎0993-58-7221

●商工水産業者向け支援

①「あなたの取組を応援します！」サポート補助金

個人事業主を含む中小企業者の経営に資する新たな取り組みの経費を補助。

②南九州市水産業操業支援事業補助金

- 管内漁協組合員である漁業者の漁船の燃焼効率改善(船底塗装など)に要する経費を補助。
- 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における大分類B漁業に該当する市内に事業所を有する事業者の生産資材および出荷資材などの購入に要する経費を補助(運搬費、燃料費および送料は対象外)。

※ 詳しくは、担当係にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

【問】知覧 商工観光課 商工水産係

●個人・世帯向け支援

支援制度	支援内容など	担当部署
<p>非課税世帯等に対する 臨時特別給付金</p>	<p>■対象者 ①令和4年度新たに住民税（均等割）が非課税となった世帯 ②家計急変世帯（令和4年1月以降世帯全員の収入が非課税相当見込みの世帯） ※①②いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯（被扶養者のみの世帯）は対象になりません。 ※①②のいずれか一方のみしか受給できません。 （子育て世帯への給付金は併給可能です） ※令和3年度に受給した世帯は対象外です。</p> <p>■支援額 一世帯当たり 10万円</p> <p>■申請方法 ①の対象世帯：令和4年7月上旬頃から確認書を送付します。確認書が届いた方は、内容を確認し、必要事項を記入の上同封の返信用封筒にて返送してください。世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合は申請が必要です。申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に基準日（令和4年6月1日）時点でお住いの市町村にご提出ください。 ②の対象世帯：申請が必要です。申請時点でお住いの市町村に申請書類をご提出ください。</p>	<p>福祉課 社会福祉係</p>
<p>低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯分）</p>	<p>■対象者 子育て世帯のひとり親家庭の方で、 ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>■支援額 児童1人当たり一律5万円</p> <p>■申請方法 ①の対象者：6月24日にお振込みしています。 ②・③の対象者：申請が必要です。令和5年2月28日まで申請を受け付けています。</p>	<p>福祉課 子育て支援係</p>
<p>低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯以外の 低所得の子育て世帯分）</p>	<p>■対象者 平成16年4月2日から令和5年2月28日生まれの児童（障害児は平成14年4月2日以降に生まれた児童）を養育する父母などで①または②のいずれかに該当する方 ①令和4年度住民税（均等割）が非課税の方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が住民税非課税の方と同じ水準となっている方</p> <p>■支援額 児童1人当たり一律5万円</p> <p>■申請方法 ①の対象者のうち、南九州市から令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方は、7月15日（金）に振り込みます。それ以外の方は申請が必要です。詳細は決まり次第、再度お知らせします。</p>	<p>福祉課 子育て支援係</p>
<p>新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金支給事業</p>	<p>■対象者 緊急小口資金・総合支援資金貸付のいずれも利用された方などで困窮している方</p> <p>■支給期間・月額 3カ月間 1人世帯／6万円、2人世帯／8万円、3人以上世帯／10万円 ※支給期間中に一定の求職要件などを満たさない場合、支給は中止となります。</p> <p>■申請期限＝令和4年8月31日まで ※対象と思われる方には順次申請書などを送付します。</p>	<p>福祉課 生活支援係</p>